

岡山県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金 実施スケジュール（※今後変更となる場合があります。）

- ・本補助金事業の実施において、事業者（法人）ごとに、申請や支払等の時期が異なります。  
ご自身の事業者（法人）が、以下の【区分】のパターン①から③までのいずれを希望されるかを御確認の上、補助金の申請手続きをお願いいたします。  
詳細は以下をご確認ください。

【区分】

パターン①【令和8年3月補助金支払】：令和7年12月にサービスを提供している事業者であって、令和7年度中（令和8年3月まで）に賃上げ実施が可能である事業者。  
令和7年度中（R8.3.31まで）に実績報告書の提出を要する。

パターン②【令和8年6月補助金支払】：令和7年12月にサービスを提供している事業者であって、令和7年度中（令和8年3月まで）に賃上げ実施が困難な事業者。  
令和8年度中（実績報告書の提出まで）に賃上げを実施する。

パターン③【令和8年6月補助金支払】：令和7年12月にやむを得ない事情（※）が発生した事業者または、令和8年1月～3月に事業所を新規開設した事業者。  
令和8年度中（実績報告書の提出まで）に賃上げを実施する。

（※）「やむを得ない事情」とは、以下の事業者が想定される。

- ・令和7年12月にサービスを提供しているが、月遅れ請求となっている事業者
- ・令和7年12月のサービス提供分が、やむを得ない事情により、他の平常月を比較して著しく低い事業者

（留意事項）

- ・いずれの区分を選択しても、補助金の支払時期に差があるのみで、区分の違いによる事業者の算定額への影響はありません。
- ・実績報告書の提出時点で本補助金の要件（賃上げ実施等）を満たしていない場合、既に交付を受けた補助金は返還となります。

区分	令和8年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
パターン① （3月払い）	R7.12月にサービスを提供している事業者	交付申請書提出 （受付期間：R8.1.13～R8.2.13）	R7年度内（実績報告書の提出まで）に賃上げ実施	R8.3月下旬に補助金支払い	R7年度末（R8.3.31）までに実績報告書を提出							
パターン② （6月払い）	R7.12月にサービスを提供している事業者			交付申請書提出 （受付期間：R8.4.1～R8.4.30）		R8.6月下旬に補助金支払い	R8年度内（実績報告書の提出まで）に賃上げ実施	R8.9月末までに追加交付の変更交付申請受付	R8.10月末までに実績報告書を提出			R8.12月下旬に、変更交付申請を行った事業者へ補助金追加交付
パターン③ （6月払い）	R8.1月～3月に新規開設を行った事業者等（※）			交付申請書提出 （受付期間：R8.4.1～R8.4.30）		R8.6月下旬に補助金支払い	R8年度内（実績報告書の提出まで）に賃上げ実施	R8.9月末までに追加交付の変更交付申請受付	R8.10月末までに実績報告書を提出			R8.12月下旬に、変更交付申請を行った事業者へ補助金追加交付